

働きやすい職場づくり行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 4月 1日～ 2029年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：2025年度年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<対策>

- 2024年 4月～ 5日間の年次有給休暇付与の義務について周知する。
併せて、時間単位での有給休暇の取得も可能とする。
- 2025年 4月～ 前回の行動計画で未遂となった、年次有給休暇を用いての誕生日等 anniversary 休暇を取得するよう推奨する。
- 2027年 4月～ 管理者及び責任者等が積極的に年次有給休暇を取得し取得しやすい風土をつくる。
- 2028年 4月～ 管理者の指導の下、年次有給休暇を計画的に取得する。

目標2：子の看護休暇の対象者を小学校卒業に達するまでの子に拡充する。

<対策>

- 2024年 4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 2026年 4月～ 対象を小学校卒業に達するまでの子を養育する職員（日雇い職員を除く）に規則の変更を行う。
- 2027年 4月～ 職員全体への周知